

長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、
設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問型サービス

第1節 介護予防訪問介護相当サービス（第4条—第36条）

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第37条—第39条）

第3節 訪問型基準緩和サービス（第40条—第47条）

第3章 通所型サービス

第1節 介護予防通所介護相当サービス（第48条—第59条）

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第60条—第63条）

第3節 通所型基準緩和サービス（第64条—第70条）

第4章 指定の有効期間（第71条）

第5章 雑則（第72条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定第1号事業を行う事業者の指定の期間について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定第1号事業 法第115条の45の3第1項の規定による市長の指定を受けた者の当該指定に係る第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）を行う事業所により行われる当該第1号事業をいう。
- (2) 第1号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。
- (3) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- (4) 介護予防訪問介護相当サービス 第1号訪問事業であって、第2章第1節及び第2節に規定する基準により行われるものをいう。
- (5) 訪問型基準緩和サービス 第1号訪問事業であって、第2章第3節に規定する基準に従って行われるものをいう。
- (6) 介護予防通所介護相当サービス 第1号通所事業であって、第3章第1節及び第2節に規定する基準により行われるものをいう。
- (7) 通所型基準緩和サービス 第1号通所事業であって、第3章第3節に規定する

基準により行われるものをいう。

- (8) 介護予防支援事業者 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。

(指定第1号事業の一般原則)

第3条 指定事業者（第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定第1号事業を行う者をいう。以下同じ。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の指定事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、法人でなければならない。

第2章 訪問型サービス

第1節 介護予防訪問介護相当サービス

(基本方針)

第4条 介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態若しくはこれに準ずる状態の維持若しくは改善を図り、又はそれらの状態が悪化することを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等)

第5条 介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、規則で定めるところにより、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうちからサービス提供責任者を選任しなければならない。

(管理者)

第6条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備等)

第7条 介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当サービスの提供に必

要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者が規則で定める事業を行う者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と当該規則で定める事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、規則で定める設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項の説明等)

第8条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、介護予防訪問介護相当サービスを提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、同項の重要事項を情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第9条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由がなく介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第10条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、当該利用申込者に対する他の適当な介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者に対し介護予防訪問介護相当サービスを提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）の有無及びその者が法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に該当するかどうかを確かめるものとする。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に介護予防訪問介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。

(第1号事業を受けるための手続等に係る援助)

第12条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、居宅要支援被保険者等でない者から利用の申込みがあったときは、その者が第1号事業を受けるための手続を既に行っているかどうかを確認し、当該手続を行っていない場合は、その者に対し、速やかに当該手続を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、要支援認定を受けている利用者について、必要と認めるときは、当該利用者に係る法第33条第2項の規定による要支援認定の更新の申請が、当該要支援認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（当該利用者に係る介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の5第3項に規定する居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）を作成した者及び当該利用者に係る第1号事業によるサービス、指定介護予防サービス等の担当者により構成する会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第15条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第16条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第17条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し法定代理受領サービ

ス（法第 115条の45の 3 第 3 項の規定により第 1 号事業支給費（同条第 2 項に規定する第 1 号事業支給費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定第 1 号事業に係る指定事業者を支払われる場合の当該第 1 号事業支給費に係る指定第 1 号事業をいう。以下同じ。）に該当する介護予防訪問介護相当サービスを提供したときは、その提供日、内容及び法定代理受領サービスに係る第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者が有する介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し介護予防訪問介護相当サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第19条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防訪問介護相当サービスを提供したときは、利用者から利用料（第 1 号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護予防訪問介護相当サービスに係る費用基準額から当該介護予防訪問介護相当サービス事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該介護予防訪問介護相当サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 前 2 項の「費用基準額」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第 5 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に係る旧法第53条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額をいう。

- 4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第 1 項及び第 2 項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 6 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第20条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業者の訪問介護員等の同居の家族が利用者である場合には、当該訪問介護員等に当該利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(市町村への通知)

第21条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、状態を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 訪問介護員等は、利用者に介護予防訪問介護相当サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第23条 介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者（第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、第38条に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議へ出席すること等により、介護予防支援事業者等と連携を図ること。
 - (4) 他の訪問介護員等に対し、利用者に係る具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、その者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 他の訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 他の訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 他の訪問介護員等に対する研修及び技術指導等を実施すること。
 - (8) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第24条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項
(介護等の総合的な提供)

第25条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第26条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することができるよう、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第27条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第28条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与の禁止)

第31条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業

者に対し、これらの者が指定第1号事業の利用を希望する者に対して当該介護予防訪問介護相当サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る苦情に関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村の事業への協力)

第33条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第35条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第36条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

(1) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第21条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(5) 第38条第2号に規定する訪問型個別サービス計画

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第37条 介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態又は要支援状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前号に規定する利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第38条 訪問介護員等の行う介護予防訪問介護相当サービスは、第4条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望

を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型個別サービス計画を作成しなければならないこと。

- (3) サービス提供責任者は、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って訪問型個別サービス計画を作成しなければならないこと。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型個別サービス計画を作成した際には、当該訪問型個別サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 訪問型個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- (7) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (8) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (9) サービス提供責任者は、訪問型個別サービス計画に基づくサービスを提供したときは、1月に1回以上、当該訪問型個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型個別サービス計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該訪問型個別サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行わなければならないこと。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を前号の介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型個別サービス計画の変更を行わなければならないこと。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型個別サービス計画の変更について準用する。

（留意事項）

第39条 介護予防訪問介護相当サービスは、介護予防の効果を最大限にするという観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（長野市指定介護予防支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例（平成26年長野市条例第54号）第32条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）等により把握された課題、介護予防訪問介護相当サービスの提供によるその課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めなければならないこと。
- (2) 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可

能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3節 訪問型基準緩和サービス

(基本方針)

第40条 訪問型基準緩和サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態若しくはこれに準ずる状態の維持若しくは改善を図り、又はそれらの状態が悪化することを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除その他の生活援助を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護従事者)

第41条 訪問型基準緩和サービスの事業を行う者（以下「訪問型基準緩和サービス事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「訪問型基準緩和サービス事業所」という。）ごとに、訪問介護従事者（訪問介護員等又は市長が指定する研修を修了した者をいう。）を置かなければならない。

2 訪問型基準緩和サービス事業者は、規則で定めるところにより、訪問型基準緩和サービス事業所ごとに、訪問介護従事者のうちから訪問事業責任者を選任しなければならない。

(管理者)

第42条 訪問型基準緩和サービス事業者は、訪問型基準緩和サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型基準緩和サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型基準緩和サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(利用料等の受領)

第43条 訪問型基準緩和サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型基準緩和サービスを提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該訪問型基準緩和サービスに係る費用基準額から当該訪問型基準緩和サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型基準緩和サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型基準緩和サービスを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該訪問型基準緩和サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 前2項の「費用基準額」とは、当該訪問型基準緩和サービスに係る長野市介護保険条例（平成12年長野市条例第7号）第1条の2第1項の規定により算定した額をいう。

4 訪問型基準緩和サービス事業者は、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

5 訪問型基準緩和サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当

たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 6 訪問型基準緩和サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型基準緩和サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型基準緩和サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(生活援助の総合的な提供)

第44条 訪問型基準緩和サービス事業者は、訪問型基準緩和サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事に係る生活援助を総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(記録の整備)

第45条 訪問型基準緩和サービス事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 訪問型基準緩和サービス事業者は、利用者に対する訪問型基準緩和サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 第47条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第47条において準用する第21条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 第47条において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第47条において準用する第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(具体的な取扱方針)

第46条 訪問介護従事者の行う訪問型基準緩和サービスは、第40条に定める基本方針及び次条において準用する第37条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (4) 第41条第2項の訪問事業責任者は、訪問型基準緩和サービスを提供したときは、1月に1回以上、利用者の状態、当該利用者に対する訪問型基準緩和サービスの提供状況等について、当該訪問型基準緩和サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(準用)

第47条 第1節(第4条から第6条まで、第9条、第19条、第25条及び第36条を除く。)並びに第37条及び第39条の規定は、訪問型基準緩和サービスについて準用す

る。この場合において、「訪問介護員等」とあるのは「訪問介護従事者」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と読み替えるものとする。

第3章 通所型サービス

第1節 介護予防通所介護相当サービス

(基本方針)

第48条 介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第49条 介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「介護予防通所介護相当サービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所介護相当サービス従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

2 前項各号に掲げる従業者の員数その他の基準は、規則で定める。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。

4 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(設備等)

第50条 介護予防通所介護相当サービス事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室
- (3) 静養室
- (4) 相談室
- (5) 事務室
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- (7) その他介護予防通所介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等

2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項各号の設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供す

る場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に、市長に届け出なければならない。

(管理者の責務)

第51条 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第52条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所介護相当サービスの利用定員（当該介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）
- (5) 介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第53条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービスを提供することができるよう、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者により介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者により提供することができる。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第54条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害があった場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第55条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を

立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う等従業者が非常災害に対応するための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第56条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第57条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第50条第4項の介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第58条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(2) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第21条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第61条第2号に規定する通所型個別サービス計画

(準用)

第59条 第6条、第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第28条から第33条まで及び第35条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第8条第1項及び第28条中「第24条」と

あるのは「第52条」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第60条 介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態又は要支援状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第61条 介護予防通所介護相当サービスは、第48条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型個別サービス計画を作成しなければならないこと。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って通所型個別サービス計画を作成しなければならないこと。
- (4) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所型個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所型個別サービス計画を作成した際には、当該通所型個別サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 通所型個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- (7) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方

法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

- (8) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (9) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所型個別サービス計画に基づくサービスを提供したときは、1月に1回以上、当該通所型個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型個別サービス計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該通所型個別サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行わなければならないこと。
- (10) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を前号の介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (11) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型個別サービス計画の変更を行わなければならないこと。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型個別サービス計画の変更について準用する。

（留意事項）

第62条 介護予防通所介護相当サービスは、介護予防の効果を最大限にするという観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント等により把握された課題、介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めなければならないこと。
- (2) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器の機能の向上に係るサービス、栄養の改善に係るサービス又は口腔の機能の向上に係るサービスを提供するに当たっては、一般に有効性が確認されている適切なものとしなければならないこと。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととするとともに、次条に定める安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならないこと。

（安全管理体制等の確保）

第63条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、事前に利用者の脈拍及び血圧を測定する等その者の当日の体調を確認するとともに、無理

のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第3節 通所型基準緩和サービス

(基本方針)

第64条 通所型基準緩和サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び社会交流又は運動の支援を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第65条 通所型基準緩和サービスの事業を行う者（以下「通所型基準緩和サービス事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「通所型基準緩和サービス事業所」という。）ごとに、通所型基準緩和サービスの提供に当たる従業者（以下この節において「通所型基準緩和サービス従業者」という。）を置かなければならない。

- 2 通所型基準緩和サービス従業者のうち1人以上は、看護職員その他規則で定める者でなければならない。

(設備等)

第66条 通所型基準緩和サービス事業所には、通所型基準緩和サービスの提供のための専用の区画、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他通所型基準緩和サービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 前項の設備等の基準は、規則で定める。
- 3 第1項の設備等は、専ら当該通所型基準緩和サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型基準緩和サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（通所型基準緩和サービス事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に通所型基準緩和サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に、市長に届け出なければならない。

(記録の整備)

第67条 通所型基準緩和サービス事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 通所型基準緩和サービス事業者は、利用者に対する通所型基準緩和サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 第70条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第70条において準用する第21条に規定する市町村への通知に係る記録

- (3) 第70条において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 第70条において準用する第57条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (具体的な取扱方針)

第68条 通所型基準緩和サービスは、第64条に定める基本方針及び第70条において準用する第60条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (4) 通所型基準緩和サービス事業所の管理者は、通所型基準緩和サービスを提供したときは、1月に1回以上、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(留意事項)

第69条 通所型基準緩和サービスは、介護予防の効果を最大限にするという観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 通所型基準緩和サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント等により把握された課題、通所型基準緩和サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めなければならないこと。
- (2) 通所型基準緩和サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととするとともに、次条において準用する第63条に定める安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならないこと。

(準用)

第70条 第8条、第10条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第28条から第33条まで、第35条、第42条、第43条、第51条から第57条まで、第60条及び第63条の規定は、通所型基準緩和サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護相当サービス従業者」とあるのは「通所型基準緩和サービス従業者」と、第8条第1項及び第28条中「第24条」とあるのは「第70条において準用する第52条」と、第57条第4項中「第50条第4項」とあるのは「第66条第4項」と読み替えるものとする。

第4章 指定の有効期間

第71条 指定事業者の指定に係る有効期間（法第115条の45の6第2項に規定する有

効期間をいう。以下同じ。)は、6年とする。

第5章 雑則

(委任)

第72条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(指定の有効期間の特例)

2 第71条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間に法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた指定事業者に係る当該指定の有効期間の満了の日は、平成30年3月31日までとする。